

調整方針案修正表

| 修正箇所 | 修正前 | 修正後 |
|---------------------------|---|--|
| 会議資料 P.30 個別整備方針(1) | (1)新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、 <u>2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。</u> | (1)新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、 <u>現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場は、それぞれ総合支所として設置する。</u> |